

基本施策に関連する施策・事業

1 「健康寿命延伸都市・松本」の創造

政策部 政策課

(1) 目標

超少子高齢型人口減少社会がさらに進展する将来を見据え、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、誰もがいきいきと暮らせるまちを築くため、「健康寿命延伸・松本」を将来の都市像として掲げ、健康を核として、経済、産業、観光、教育、環境、都市基盤など様々な分野が連携し、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けて、第10次基本計画の推進を図りました。
- イ 「健康寿命延伸都市・松本」の創造協議会を3回開催しました。うち1回は金融機関・メディア関係者も含めた「拡大版」として開催し、松本版地方創生総合戦略の取組状況について評価検証を受けました。
- ウ 「美しく生きる。健康寿命延伸都市・松本」のロゴピンバッジを販売するとともに名刺台紙のあっせんやリーフレットの配布、懸垂幕・横断幕の掲揚などに加え、新たに外国語のリーフレットを作成し、基本理念の一層の普及に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市での暮らしに対する満足度は88.4%（平成28年度市民満足度調査）と高い水準であり、「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けた取組みが功を奏しているものと認識しています。
- イ 第10次基本計画に基づく各事業の評価検証を実施しながら、一層の事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 平成21年度 | 「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けて、ロゴマークの作成、市民フォーラムの開催などで周知を図るとともに、市民歩こう運動などの創造プロジェクト事業を実施 |
| | 21年9月24日に「健康寿命延伸都市・松本」の創造協議会を設置 |
| 22年度 | 作成したピンバッジとパンフレットの活用、ロゴマークの商標登録による使用の推進により、理念の一層の普及に努めるとともに、具体的な事業への取組みを継続 |
| 23年度 | 市民への一層の推進を図るため、各地区の「健康寿命延伸都市・松本」の取組み事例を調査し、実践事例集をまとめる |
| 24年度 | 厚生労働省 スマートライフプロジェクト「第1回健康寿命をのばそう！アワード」自治体部門厚生労働大臣優秀賞を受賞 |
| 25年度 | 「健康寿命延伸都市宣言」イベントを実施 |
| 26年度 | 「健康寿命延伸都市・松本」のロゴマークに新たに「美しく生きる。」のキャッチコピーを追加 |
| 27年度 | 「健康寿命延伸都市・松本」地方創生シンポジウムの開催 |

基本施策に関連する施策・事業

2 中核市移行の推進

政策部 政策課

(1) 目標

多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応し、都市として高度な自主性と自立性を備え、持続可能な行政運営を行うため、主体的なまちづくりの推進と市民サービスの更なる向上に向けて、中核市への移行を目指すものです。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 中核市制度の概要や中核市移行の効果及び主な課題、今後の取組み等を整理した「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定
- イ 県から提示された2,309の移譲事務について、事務内容を確認し、県との調整を開始
また、移譲事務の課題を抽出し、解決に向けた検討を実施
- ウ 保健所設置の検討に当たり、保健所の専門家や関係者等で構成する保健所設置検討有識者会議を開催し、設置による効果や課題、今後検討が必要な事項等について協議し、「松本市が設置する保健所の在り方に関する提言書」を松本市長に提出
- エ 松本市が中核市に移行した場合に必要な職員・組織体制や条例、附属機関、施設・設備、市財政への影響の試算、移行により期待される効果及び課題を取りまとめた、「中核市移行に関する検討結果報告書」を策定
- オ 中核市移行の検討に当たり、市民への周知を進めるため、市ホームページに取組経過を掲載し、広報
まつもとに連載コラムとして「中核市お知らせコーナー」を掲載

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現状

検討結果報告書に基づき、中核市移行の方針の策定及び移行期日の提示に向けて、取組みを進めます。
移譲事務については、引き続き、必要人員や経費等の整理を進めます。

イ 課題

保健所の設置、人材の確保・育成、移行時及び移行後における経費等、様々な課題があることから、
解決に向けた取組みを進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 29 年 5 月 「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定
- 5 月～ 移譲事務に関する県との調整を開始
- 7～11 月 松本市保健所設置検討有識者会議を開催（計 4 回）
- 11 月 松本市保健所設置検討有識者会議の委員長と副委員長が、松本市長に「松本市が設置する保健所の在り方に関する提言書」を提出
- 30 年 2 月 「中核市移行に関する検討結果報告書」を策定

基本施策に関連する施策・事業

3 新庁舎建設事業

政策部 政策課

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も顕著となった市役所庁舎について、来庁者や職員の安全・安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 現庁舎の問題点を整理

(ア) 老朽化、狭隘化、高さ制限等、ハード的な問題

(イ) 利便性の低下、セキュリティ対策、社会の変化への対応等、ソフト的な問題

イ 建設場所を選定

市議会との協議を経て、現在地を新庁舎の建設場所に選定しました。

ウ 市民等の意見聴取

(ア) 新庁舎建設基本構想等の策定に当たり、市民懇話会（3回 委員数20人）、庁内ワークショップ（3回 延べ参加人数195人）、市民ワークショップ（2回 延べ参加人数71人）を開催し、市民や職員から意見や提案を伺いました。

(イ) 市民や職員から得られた意見等から、新庁舎建設基本構想における「理念」、「基本的な考え方」のベースになる、5つの区分16のキーワードを抽出しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 新庁舎建設基本構想骨子（案）に対するパブリックコメント・市民説明会を実施した上で、平成30年度上半期を目途に、新庁舎建設基本構想を策定します。

イ 基本構想策定後、新庁舎建設基本計画の策定に着手します。

ウ 基本構想及び基本計画の策定に際しては、市民の意見を積極的に伺いながら、創る過程を市民と共有します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始

28年度 総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け

新庁舎建設ロードマップを策定

第1回新庁舎建設検討庁内委員会を開催

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	59年	地上5階、地下1階、塔屋3階、付属建物	6,848.26m ²	RC
東庁舎	S44	49年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80m ²	RC
東庁舎別棟他	H4	26年	地上2階、付属建物	674.34m ²	LSG
北別棟庁舎	H29	1年	地上2階	496.86m ²	LSG
計				14,520.26m ²	

基本施策に関連する施策・事業

4 ユニバーサルデザインの推進 ※他の基本施策に関連

政策部 政策課

(1) 目標

誰もが安全で、安心して暮らすことのできるユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進をめざします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 松本市ユニバーサル推進基本指針（H20年度策定）に基づく主な取組事業
- (ア) ひとづくり 「普及啓発」、「学校教育における体験学習や人権教育の推進」
 - ・人権啓発と人権教育【人権・男女共生課】
 - ・広報まつもと特集号、啓発パンフレットの作成・配布による啓発【政策課】
 - ・体験学習や人権学習【学校指導課】
 - (イ) まちづくり 「建物・施設」、「道路・交通」、「観光」
 - ・公共施設のユニバーサルデザイン化【施設所管課】
 - ・次世代交通政策の推進【交通安全・都市交通課】
 - ・歩行者空間あんしん事業【交通安全・都市交通課】
 - ・公共施設案内サインのユニバーサルデザイン化【都市政策課】
 - ・市観光案内所、中心商店街への Wi-Fi 設置【観光温泉課】
 - ・商店等のグレードアップ事業【商工課】
 - (ウ) ものづくり 「市民、行政、民間団体の連携による UD 製品の研究・開発」
 - ・新製品開発補助等【商工課】
 - (エ) ソフトづくり 「情報」、「サービス」
 - ・WEB アクセシビリティ（情報やサービスに対する利用のしやすさ）【広報課】
 - ・目の不自由な方への対面朗読サービス【中央図書館】
 - イ 民間団体との連携
 - (ア) (一社) まつもとユニバーサル研究会へのオブザーバー参加及び補助金支出
 - (イ) ユニバーサルデザインプロジェクト 2017への協力
 - (ウ) まつもと市民会議への協力

(3) 現状の分析と今後の課題

ユニバーサルデザインによるまちづくりの実現に向け、松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、推進していきます。また、推進基本指針の進捗状況について、評価検証を行っていきます。
さらに客観的な評価検証、市民意識の醸成を図るため、外部委員（松本ユニバーサルデザイン推進会議）が検証し、更なる普及、意識啓発を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年 5 月 26 日 松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
28 年 6 月 3 日 第 1 回松本市ユニバーサルデザイン推進会議を開催

健康づくりの推進

1 市民歩こう運動推進事業

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けて、全市的に「市民歩こう運動」を推進・展開し、「歩くこと」による健康の維持増進を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア ウォーキングマップ等を利用したウォーキングイベントを 35 地区で実施しました。
- イ 10 月を推進強化月間とし、啓発活動を実施しました。
- ウ 推進地区で健康づくり講座を開催し、ウォーキングを実践していない市民の掘り起しと、歩く習慣の定着化を図りました。
- エ 若い世代の親子を対象としたウォーキングイベントや記録紙の配布を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区福祉ひろばを中心に各地区でのウォーキング事業等は定着してきましたが、29 年度の事業参加者は減少しました。
- イ 今後は、地域における活動を更に推進するため活動の担い手育成に取り組み、新たな参加者増を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 20 年度 「健康寿命延伸都市 松本」市民フォーラム、「健康づくりウォーキング in 楽市楽座」等といった全市的なイベントを開催
- 21 年度 ウォーキング環境の整備とウォーキング効果検証に主眼をおき、各地区ウォーキングマップの作成やベンチの設置、ウォーキング支援事業補助金制度の創設、モニターによるウォーキングの効果検証を実施
- 22 年度～ 推進地区でのウォーキング講座開始。講座終了後、フォロー講座を実施し検証を行うことで歩くことのきっかけづくりと定着を推進
- 23 年度～ ウォーキング講座の前年度実施地区における体力測定を開始
市職員によるモニター実施、若い世代の親子向けウォーキングイベント開始
- 24 年度～ 働く世代に向けた取組みとして、企業に向けた歩きを取り入れた健康管理の提案を開始

イ 統計資料

市民歩こう運動参加者数

	参加者数計 (人)	ウォーキング イベント(延人数)	地域実践者 (延人数)	ウォーキング講座 (延人数)
27年度	8,870	7,454	292	1,124
28年度	9,059	7,586	274	1,199
29年度	8,163	7,273	136	754

2 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境と、健やかに過ごせるよう健康保持増進を図るため、健診検査の充実を目指しています。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

平成 20 年の法改正後、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の障害認定者を対象とする高齢者医療は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりました。市は、保険料の徴収、各種申請受付、保健事業を行っています。

保健事業としては、健診検査を主な事業として健康づくり課が所管しています。平成 29 年度健診検査対象者 34,501 人に対して受診者は 16,629 人で、受診率は 48.2% でした。そのうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は 519 人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

健診検査は、法定必須 16 項目に市独自の 10 項目を追加して実施しています。長野県内は一律に受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。

また、平成 25 年度から被保険者の健診検査にかかる選択肢を広げるため、人間ドック・脳ドックに対する助成を行っています。

健康の大切さを意識してもらい、健診検査の受診率向上を通じて被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度	健診検査の開始 健診検査市独自検査項目 3 項目追加
21 年度	健診検査市独自検査項目 2 項目追加
22 年度	健診検査市独自検査項目 2 項目追加
23 年度	健診検査市独自検査項目 3 項目追加

イ 統計資料

後期高齢者健診検査

年 度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	伸び率 (%)
25	32,269	15,183	47.1	△ 0.1
26	32,458	15,666	48.3	1.2
27	32,973	15,826	48.0	△ 0.3
28	33,650	16,027	47.6	△ 0.4
29	34,501	16,629	48.2	0.6

健康づくりの推進

3 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 第2期松本市食育推進計画に基づき、「1日2食は3皿運動」の推進と、「フレイル対策」をテーマとした食育講演会を開催しました。また、「食に関するアンケート調査」を実施し、平成30年度を初年度とする第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」を策定しました。
- イ 青壮年期からの認知症予防の重要性を「認知症予防チャレンジプログラム事業」として、啓発活動に取り組みました。(参加者840人)
- ウ 「子どもの生活習慣改善事業」による保健指導プログラムを全市の小中学校で実施しました。また地域での取組みとして、「親子運動あそび教室」を実施し、親子の体力向上に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民一人ひとりが、自主的に豊かな食習慣を育めるよう、取組みの柱となる運動を周知して、より実践につながる支援を実施します。
- イ 認知症の発症と関連の深い生活習慣病を予防することが、認知症の予防に繋がることを広く市民に周知するため、「認知症予防チャレンジプログラム事業」に取り組みます。
- ウ 引き続き、子どもの時期に望ましい生活習慣を形成するため、保護者を巻き込みながら「子どもの生活習慣改善事業」による保健指導プログラムを全市の小中学校で実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(20年度～24年度) 策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
21年度	若い時からの認知症予防対策事業の開始
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始
22年度	第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」(23年度～32年度) 策定
23年度	子どもの生活習慣改善事業（モデル校）の開始
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(25年度～29年度) 策定
25年度	子どもの生活習慣改善事業を全小中学校で開始
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(30年度～34年度) 策定

イ 統計資料

働く世代の生活習慣病予防事業

	28年度	29年度
回数	69	66
受講者数(人)	1,813	1,615

健康づくりの推進

4 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画に基づき、松本市健康づくり推進員連合会と連携し、「市民の健康は、健康づくり推進員の手で」「会員の親睦をはかり、すすんで学習し、地域にひろめよう」をスローガンに健康寿命延伸を推進します。また、食生活改善推進協議会と連携して、食生活を通じた健康づくりを推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 松本市健康づくり推進員は、各町会から推薦された863名が全35地区において、通年で健診やがん検診等の受診啓発活動を行うとともに、地区事業への協力や研修会等へ参加しました。
- イ 連合会事業では健康づくり教室をはじめとして、14回の研修会に延2,171名が参加し、各地区ではテーマ別等の研修会を262回開催し、研修会の内容を家族や地域へ伝えました。
- イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場8回コースで実施し、新たに21人が食生活改善推進員として加入（会員数371人）し、市内35地区で栄養指導教室を開催するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で、様々な年代を対象とした料理教室や食生活改善の支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民による健康推進者としての推進員が、家庭や地域において健康づくりの具体的な方法を学習して実践できるよう、引き続き支援します。
- イ 県内各地域で減少傾向にある中、本市では毎年新たな食生活推進員が加入し、市や関係機関と連携し食生活を通じた健康づくりに寄与しています。引き続き積極的に養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場として支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松本市健康づくり推進員

- | | |
|----------|---|
| 昭和 50 年度 | 松本市保健補導員のモデルとして、4地区に設置 |
| 58 年度 | 市内 29 地区に松本市保健補導員を設置し、松本市保健補導員連合会が発足 |
| 63 年度 | 松本市健康フェスティバルでのチャリティーバザーを開始し、収益を福祉関係団体に寄付 |
| 平成 5 年度 | 連合会主催の研修会を開始 |
| 14 年度 | 「松本市保健補導員」から「松本市健康づくり推進員」へ名称変更し、年齢制限、女性限定の任命要件を撤廃 |

イ 松本市食生活改善推進協議会

- | | |
|----------|---------------------------|
| 昭和 44 年度 | 食生活改善推進員の活動開始 |
| 57 年度 | 食生活改善推進協議会組織化 |
| 平成 9 年度 | 松本市による食生活改善推進員養成教室を開始 |
| 18 年度 | 松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞 |

健康づくりの推進

5 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

「がん検診5ヵ年計画」に基づき、がん検診等各種検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療を目指します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 子宮頸がん、乳がん検診の自己負担額の引き下げを行いました。
- イ 子宮頸がん、乳がん、大腸がん及び肺がん検診の無料クーポン対象者で未受診の者に対し、年度途中に個別通知による再勧奨を行いました。また、乳がん検診について電話による受診勧奨も行いました。
- ウ 保育園との連携による園児からご家庭へのメッセージの作成や、松本信用金庫、松本山雅F C及びローソンとの連携による啓発イベント、各メディアを活用しての周知啓発等を実施し、受診率向上に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成26年に実施した内閣府の調査では、がん検診を受けない理由は、時間的制約(48.0%)、がん発見への恐怖(37.7%)、経済的負担(38.9%)、必要性を感じない(33.1%)となっており、松本市民も同様と考えられます。
- イ 引き続き個別通知による受診勧奨、未受診者への再勧奨、ならびに検診託児等を行うと共に、新たに乳がん超音波検診無料クーポン事業を開始し、受診率向上に努めます。
- ウ 若い世代の受診率向上に向け、周知・啓発を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんC T検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんC T検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	子宮頸がん検診にH P V (ヒトパピローマウイルス) 検査を追加 胃がんリスク検診を開始

イ 統計資料

各種検診状況

区分	28年度			29年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんC T検診	77,548	3,104	3.89	78,820	3,296	4.18
胃がん検診	86,064	3,490	4.06	87,080	3,198	3.67
大腸がん検診	86,064	18,887	21.95	87,080	18,291	21.00
子宮がん検診	49,137	8,616	17.53	49,724	9,108	18.32
乳がん検診	45,952	9,953	21.66	46,556	10,287	22.10
前立腺がん検診	30,266	6,584	21.75	30,828	6,569	21.31
肝炎ウイルス検診		3,028			2,956	

健康づくりの推進

6 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法及び結核予防法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
- イ 母親の里帰り等により県外で定期予防接種を実施した際の接種費用の助成をしました。
- ウ 任意予防接種のおたふくかぜ、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部補助を実施し、B型肝炎ワクチンの任意接種の助成対象を拡大しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年度	予防接種法及び結核予防法の改正（被接種者の責務が義務から努力義務に変更）
13年度	高齢者インフルエンザ予防接種を開始
17年度	日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控え
18年度	「麻しん・風しん予防接種」の第2期を開始
19年度	B C G 予防接種の個別接種を開始
20年度	「麻しん・風しん予防接種」第3期及び第4期を開始（24年度まで5年間）
22年度	日本脳炎予防接種の積極的勧奨を開始
	2月から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの接種開始
24年度	9月から不活化ポリオワクチンの導入
	11月から四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風+不活化ポリオ）の導入
25年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの定期接種開始
	水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26年度	10月から水痘・高齢者肺炎球菌（65歳以上5年ごと）ワクチンの定期接種開始
	4月からB型肝炎・10月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28年度	県外定期予防接種費用の助成を開始
	10月からB型肝炎ワクチンの定期接種（1歳未満）を開始
29年度	B型肝炎ワクチンの任意接種費用の助成対象を2歳未満から小学校就学前まで拡大

健康づくりの推進

7 感染症予防対策（その他の感染症予防対策）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

新たな感染症に対する正しい知識の普及啓発を行い、発生及びまん延の予防を図り、的確な対応が行える体制づくりをします。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア エイズ・HIV等性感染症予防啓発事業

学校等における出前教室をとおして性感染症に関する啓発活動を行うとともに、エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会「子どもの教育」専門部会では教職員を対象としたアンケート調査を、「施設受け入れ」専門部会では高齢者福祉施設職員向け感染症研修会を実施しました。

イ 新型インフルエンザ等対策

松本広域圏救急・災害医療協議会において松本広域圏の予防接種体制づくりを検討し、松本広域圏の事務担当者会議においてその具体的な連携体制を検討しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア エイズ・HIV等性感染症予防啓発事業

学校における出前講座を積極的に行うとともに、「子どもの教育」「施設受け入れ」専門部会における課題解決に向けた実践活動をとおして性感染症の予防啓発に努めます。

イ 新型インフルエンザ等対策

松本市新型インフルエンザ等対策委員会、松本広域圏救急・災害医療協議会及び松本広域圏の事務担当者会議において、市や松本広域圏の予防接種体制づくりや新型インフルエンザ発生時の医療体制づくりについて検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) エイズ・HIV等性感染症予防啓発

平成19年に医療・教育関係の団体及び有識者等により松本市エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会が設立されました。構成団体それぞれが性感染症の予防啓発活動を実施するとともに、協議会においても研修会等を開催し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っています。

(イ) 新型インフルエンザ等対策

平成21年に流行した新型インフルエンザ（H1N1）の経験を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策マニュアル、市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。現在、国では予防接種の体制づくりを進めており、本市においても広域圏を視野に入れた予防接種体制について検討を進めています。

イ 統計資料【エイズ・HIV等性感染症予防啓発の出前講座実績値】

対象	27年度実績数（回数）	28年度実績数（回数）	29年度実績数（回数）
小学校	3,352人（50回）	3,699人（52回）	4,518人（67回）
中学校	3,860人（35回）	3,623人（35回）	3,763人（38回）
高校・地域	535人（6回）	896人（15回）	913人（12回）
計	7,405人（91回）	8,218人（102回）	9,194人（117回）

8 受動喫煙の防止

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

健康増進法に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 松本市受動喫煙防止対策推進協議会により、松本駅お城口広場で周知・啓発活動を行いました。
- イ 家庭での受動喫煙防止のため、保育園等で、園児と保護者へ紙芝居による喫煙防止教育を行いました。
- ウ 小中学生に対する啓発として、市内小中学生から禁煙啓発ポスターを募集し、松本駅東西自由通路や銀行のウインドウギャラリー、大型ショッピングモールでの「受動喫煙防止パネル展」を開催しました。
- エ 飲食店等企業への受動喫煙防止対策の啓発のため、啓発資料の配布や出前講座を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」策定後5年が経過するため検証を行い、新たな松本スタイルの方向性を決定します。
- イ 松本駅お城口広場の「さわやか空気思いやりエリア」について、エリアの検証を行い更なる拡充を図るよう検討します。
- ウ 受動喫煙の機会の多い家庭と企業への対策のため、幼児期からの喫煙防止教育や子育て世代の家庭への啓発、飲食店等での禁煙ステッカーの活用等による啓発を行います。
- エ 保健センター等での禁煙相談の充実や禁煙外来の受診勧奨、地区活動等での啓発を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成15年5月	健康増進法第25条 受動喫煙防止措置が努力義務化
20年4月	さわやか空気思いやり事業開始
24年5月	府議で「タバコと向き合う松本スタイル」(案)の取組み方針について協議
25年3月	府議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
5月	松本市受動喫煙防止対策推進協議会を設立
8月	市立小中学校の敷地内全面禁煙の実施
12月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」(禁煙エリア)に設定
26年7月	民間企業への受動喫煙防止対策の実態調査
27年9月	受動喫煙防止・健康意識に関するアンケート調査(小中学生・一般)
29年5月	市内保育園、幼稚園での紙芝居による健康教育の実施

イ 統計資料

	27年度	28年度	29年度
喫煙率(習慣的に喫煙する者)	12.4%	12.5%	12.0%

健康づくりの推進

9 介護予防の推進（身体活動維持向上事業）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」及び第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心いきいきプラン松本」に基づき、活動的な時期から介護予防を推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 介護認定の要因となるロコモティブシンドローム予防のため、40歳以上の方を対象に「体力健診」を62回実施し、述べ1,103人に対し体力測定の実施とロコモ予防運動の周知啓発を行いました。
 また、後期高齢者に対しては、ふれあい健康教室等において、体力づくりセンターが中心となり、「室内四肢筋力アップ装置」を活用した、四肢筋力アップ運動を、体力測定と共に961名に伝達しました。
 イ 住民自らが体力づくりに取組み、また地域住民が継続して体力づくりが行えるような仕組みづくりをして、運動継続を支援する「体力づくりセンター」を育成し、登録者が485名となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア できるだけ若い世代に対してロコモ予防の啓発ができるように、体力健診をがん検診等と同時開催するなどの工夫をしていきます。
 イ 体力づくりセンターが地域で円滑に活動できるように、リーダーサポーターを育成し、身近な地域で継続して体を動かす機会が持てるような仕組みづくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 平成25年度 | 身体活動維持向上事業を開始 |
| | 体力健診の実施と、体力づくりセンターの育成を実施（4年計画で全地区実施） |
| 28年度 | 市内全地区（35地区）に対して、体力健診の実施と、体力づくりセンター育成実施 |
| 29年度 | 全地区対象に、体力健診と体力づくりセンター育成講座を実施（2講座）
35地区において、体力づくりセンター活動を開始
四肢筋力アップ運動検証事業が福祉計画課より健康づくり課へ移管 |

イ 統計資料

事業実績

	体力健診		体力づくりセンター育成講座		体力づくりセンター
	回数	延人数	講座数	受講者数	全登録者数
25年度	54	1,011	6	98	83
26年度	77	1,212	8	151	186
27年度	74	1,300	8	171	289
28年度	90	1,572	14	305	421
29年度	96	2,064	2	71	485

* 平成29年度体力健診実績には、四肢筋健診実績も含む

**基本施策
1-1-1**

健康づくりの推進

10 「健康寿命延伸都市・松本」の創造（スマートライフプロジェクト推進等） 健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

厚生労働省が生活習慣の改善として進めている「スマートライフプロジェクト（運動・食生活・禁煙）」を推進するとともに、健康づくりの取組みを広く市民に情報発信し、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア これまでの松本市の「健康寿命延伸」事業の取組みを背景にして「スマートライフプロジェクト」に積極的に関与するとともに、「健康寿命をのばそう！アワード」受賞自治体により設立した「健康寿命延伸都市協議会」の第4回総会及び研修会を、平成29年10月に多治見市において開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 「健康寿命延伸」のリーディング都市としての矜持をもって、引き続き、「スマートライフプロジェクト」に積極的に関与し、関連施策を進めるとともに、今後も「健康寿命をのばそう！アワード」を受賞する自治体に対して協議会への加入を呼びかけ、情報発信・連携を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年 2月 厚生労働省が「スマートライフプロジェクト」を開始
- 24年 7月 厚生労働省が「健康日本21（第2次）」を制定
- 25年 3月 松本市が「第1回健康寿命をのばそう！アワード」において厚生労働大臣賞
自治体部門優秀賞受賞
 - ・総エントリー数 166（自治体40 団体59 企業67）
- 25年 8月 松本市が「第1回健康寿命をのばそう！アワード」を受賞した自治体（6市）による「健康寿命延伸都市協議会」設立の呼びかけ
- 25年 9月 「健康寿命延伸都市協議会」設立（事務局：平成29年度まで松本市）
- 26年 3月 「第2回健康寿命をのばそう！アワード」受賞自治体へ加入の呼びかけ
 - ・加入は10市1町となる。以後、毎年度の受賞自治体へ加入を呼びかける。
- 26年 9月 「健康寿命延伸都市協議会」第1回総会及び研修会を静岡県藤枝市で開催
- 26年 11月 「健康寿命延伸都市協議会」第2回総会及び研修会を愛知県東海市で開催
- 28年 10月 「健康寿命延伸都市協議会」第3回総会及び研修会を秋田県横手市で開催
- 29年 10月 「健康寿命延伸都市協議会」第4回総会及び研修会を岐阜県多治見市で開催

イ 統計資料

	27年度	28年度	29年度
協議会加入自治体数	20（17市3町）	24（21市3町）	25（1区20市4町）

心の健康づくりの推進

1 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市内でも多数の自殺者が発生する危機的な状況において、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 平成23年に策定した松本市自殺予防対策推進計画に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に対策を推進しました。また、現状や課題の分析、1期計画の評価を行い、第2期松本市自殺予防対策推進計画を策定いたしました。
- イ 平成22年度に開始した自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において様々な相談に対応し、府内サポート体制の強化を図りました。
- ウ 健康づくり推進員、民生児童委員等地区役員を対象に、自殺の危険を示すサインに「気づき・見守る」地域支援者として、地区ごとの研修会を開催しました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、中学2・3年生、高校3年生に対し、中高生向けの「心の健康・相談に関するリーフレット」を作成・配布いたしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

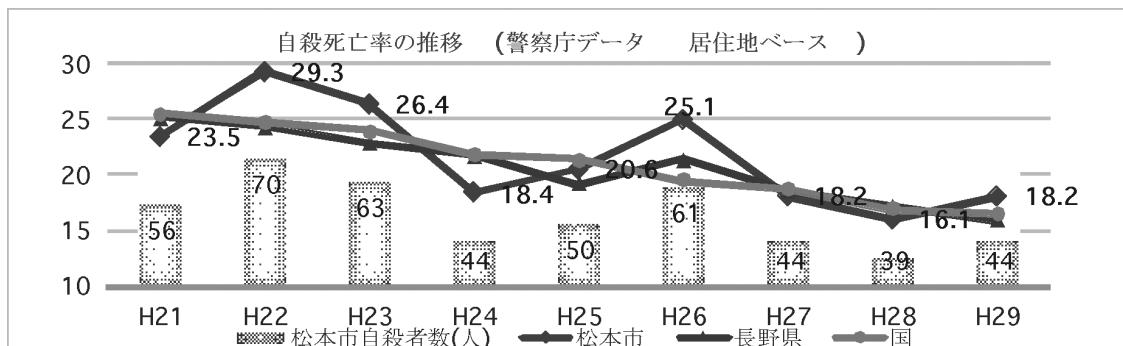
- ア 各分野、各団体等による自殺予防対策推進協議会及び府内連絡会議を中心に、自殺予防対策を推進するとともに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において、府内サポートチームと連携しながら、様々な相談に対応します。
- イ 身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、見守るための地域支援者を増やすため、地区ごとの研修会を開催します。
- ウ 自殺者総数が減少傾向にある中、若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることから、より若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。
- エ 自殺未遂者への支援について、関係機関と連携して行えるよう調整していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成21年度 松本市自殺予防対策推進協議会の発足
- 22年度 松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
- 23年度 松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
- 29年度 第2期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 統計資料



心の健康づくりの推進

2 まつもと市民生きいき活動

教育部 教育政策課

(1) 目標

「学都松本」に向けた取組指針のひとつである不易を貫き、変わらない大切なことを継続する活動として、「こころをみがき、からだを使おう」、「あいさつをしよう」、「きれいにしよう」という3つの行動を、市民一人ひとりの地道な活動として広げることを目標としています。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 市民や児童・生徒が実際に取り組んでいる事例を「広報まつもと」に6回掲載し、併せて市の公式ホームページにおいて紹介しました。
- イ 平成22年度に作成したロゴマークをあらゆる機会に使用することで市民周知を図りました。
- ウ こども部の「まつもと子どもスマイル運動」と連携したポスター、チラシを作成し、全戸配布等により効果的な周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 従来のあいさつ運動に、人としての不易（いつの時代も変わらない大切なこと）を加え、あたりまえのことをコツコツと続けることで、日々の生活を、そして、このまちを輝かせようという活動です。大切で素晴らしい、一人ひとりのあたりまえの実践をつなげ、広げていくための働きかけなどを検討します。
- イ こども部の「まつもと子どもスマイル運動」との更なる連携について研究を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|---|
| 平成19年度 | 平成12年度から取り組んできた「あいさつ運動」を発展させ、6月議会において「日々の暮らしの中で地道に実践できる活動」を策定することを表明
活動のあり方について協議（地区公民館での懇談会、庁内ワーキンググループ開催等） |
| 20年度 | 地区へ出向いての市民意見の聴取（28地区）
校長会、PTA連合会、社会教育委員会議での意見聴取
庁内ワーキンググループ会議の開催（3回）
教育委員協議会での協議（3回） |
| 21年度 | 教育委員会、庁議、市議会での協議、パブリックコメントの実施を経て、「まつもと市民生きいき活動」を策定 |
| 22年度 | 「学都松本」の考え方（めざすまちの姿）を決定
「まつもと市民生きいき活動」のロゴマーク決定 |
| 23年度 | 松本市教育振興基本計画を策定し、「学都松本」実現への5つの取組指針を定め、この中のひとつ「不易を貫き、変わらない大切なことを継続します」を実践する活動として「まつもと市民生きいき活動」を位置付け |
| 29年度 | 第2次松本市教育振興基本計画を策定し、引き続き「まつもと市民生きいき活動」を取組指針の実践活動として位置付け |

1 「健康と暮らしの調査」

健康福祉部 福祉計画課

(1) 目標

社会参加と健康度の関連性について研究している「日本老年学的評価研究（JAGES）」プロジェクトに参加し、高齢者の社会生活や健康状態などについてアンケート調査を行います。日常生活や暮らし方が健康に与える影響について調査し、介護保険データとの関連性の分析、他自治体との比較や市内地区間の比較などをを行い、本市の健康づくり・介護予防事業の評価・再構築のデータとして活用するものです。

(2) 平成29年度の取組みと成果

平成28年度に実施した調査結果の分析と活用

- ア 調査結果を全庁職員で共有するため研修会を2回実施しました。
- イ 市民等へ広く調査結果を報告する報告会を1回実施しました。
- ウ 各地区で調査結果を分析し、14地区で住民と結果を共有、6地区で結果を活用した事業の立案、実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区ごとの結果活用

社会教育の手法を通じて結果を住民とも共有していくことで、地区課題に対する住民主体の取組みが推進されます。そのため、地区ごとの結果活用が未実施の地区においても、住民との共有を促進し、住民主体の健康づくりに取り組みます。

イ 全市の施策立案

全市的には、「うつ」「もの忘れ」の対策として「スポーツの会参加」を促す施策の立案に向けた基礎調査などに取組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 福祉ひろば及び日常生活圏域ニーズ調査分析を実施

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で福祉ひろばへの参加と要介護認定の関連を分析（平成24年6月から27年3月までの期間で追跡調査）

28年度 社会参加による健康づくり・介護予防事業「健康とくらしの調査」を実施

29年度 調査結果の分析と活用

**基本施策
1-2-1**

地域医療の充実

1 市営診療所の運営

健康福祉部 医務課

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、6カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成19年度	安曇地区3診療所で看護師の採用、レセプトコンピュータの導入 奈川診療所で医療事務員の採用					
20年度	安曇地区3診療所で医療事務員を採用 奈川診療所で施設の大規模改修を開始					
21年度	奈川診療所で施設の大規模改修を継続実施					
23年度	奈川診療所のレントゲン装置を更新 安曇島々診療所を民間から引き継ぐことについて議会と協議					
24年度	安曇島々診療所開設					
27年度	安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止					
28年度	大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設 島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設					

イ 診療所の概要

区分	錦部 歯科診療所	大野川診療所	沢渡診療所	稻核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置	昭和58年 2月1日	平成28年 4月1日	昭和61年 6月1日	昭和24年 4月1日	平成28年 4月1日	昭和28年 1月10日
診療 科目	歯科	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療 日及 び診 療時 間	火・金 9:30～17:00	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30	水 14:00～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職員 体制	信大歯科医師 歯科助手	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 松本市立病院では、28年度に策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、安定した経営の下で地域に必要な医療提供体制を構築する役割を、将来にわたって果たしていくよう取り組んでいます。
- イ 病院の移転建替に関しては、市立病院建設特別委員会、市立病院建設検討委員会及びパブリックコメント等の提言や意見をとりまとめ、「松本市立病院建設基本計画」を策定しました。
- ウ 会田病院では、会田病院基本方針に基づき、30年4月の無床診療所化に向け病床の廃止、診療科の見直しなどを進めるとともに、地区の会議へ出席し地域住民に診療所化後の医療提供体制について説明を重ねました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市立病院は、26年度以降経営状況は赤字が続いているが、病院の規模・機能の見直し、また適正な人員配置等を進め、抜本的な経営改革を図ります。
- イ 会田病院から診療所に移行した四賀の里クリニックでは、外来及び在宅医療の充実に取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市立病院	昭和23年度	村立波田診療所開設
	平成21年度	合併に伴い市立病院として運営
	27年度	松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
	29年度	松本市立病院建設基本計画を策定
(イ) 会田病院	昭和25年度	会田村、中川村2カ村組合立病院として開設
	平成17年度	4村合併に伴い市立病院として運営
	26年度	松本市国民健康保険会田病院基本方針策定
	28年度	一般病床11床廃止(31床→20床)
	29年度	療養病床20床廃止(30年度診療所移行)

イ 統計資料

29年度利用者数

区分	松本市立病院			会田病院		
	利用者数	1日平均数	診療日数	利用者数	1日平均数	診療日数
外 来	105,226人	431.3人	244日	10,608人	43.5人	244日
入 院	55,172人	151.2人	365日	3,629人	9.9人	365日
救急搬送受入	1,024人	2.8人	365日	—	—	365日
分 娩 数	412件	1.1件	365日	—	—	365日

救急医療・周産期医療の充実

1 救急医療の連携

健康福祉部 医務課

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療が受けができる救急医療の充実を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

ア 初期救急医療（軽症）

(ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制

(イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療

イ 二次救急医療（中等症）

病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏9病院、うち市内8病院）

ウ 三次救急医療（重症）

信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ

エ こどもの初期医療に関し、小児科医による講座、夜間急病センター看護師による出前講座、医師・薬剤師・看護師・管理栄養士による連続講座の3種類の子育て支援講座を企画・実施

(3) 現状の分析と今後の課題

夜間急病センターは、初期救急医療機関として、市民のみならず松本医療圏内の住民に定着していることから、引き続き松本市医師会等関係機関の協力のもと運営してまいります。

在宅当番医制や夜間急病センターによる初期、病院群輪番制による二次及び救命救急センターによる三次の救急体制が確立していますが、持続可能な救急医療のため、医療従事者の負担軽減や緊急時に安心して医療が受けられる体制の維持が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年 度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
27年度	366日	9,067人	5,877人	3,190人	64.8%	75,742千円
28年度	365日	9,390人	5,841人	3,549人	62.2%	79,401千円
29年度	365日	9,187人	5,743人	3,444人	62.5%	79,104千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏9病院の二次救急診療患者数）

年 度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
27年度	24,024人	3,853人	27,877人
28年度	22,692人	3,706人	26,398人
29年度	21,442人	3,832人	25,274人

※松本広域圏9病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター松本病院・中信松本病院、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

2 周産期医療の整備

健康福祉部 医務課

(1) 目標

松本医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 平成29年度の取組みと成果

医療機関の役割分担を推進した結果、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しており、分娩医療機関の医師等の負担軽減が図られています。

県地域発元気づくり支援金を活用し、地域住民の理解と協力を得るための公開講座の開催や薬局等に設置する広報カードを作成しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本医療圏全体で検討していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
25年4月～26年3月	768件(157)	1.09(0.80)	2,463件	0.92
26年4月～27年3月	417件(162)	0.54(1.03)	2,893件	1.17
27年4月～28年3月	475件(131)	1.14(0.81)	2,745件	0.95
28年4月～29年3月	672件(126)	1.41(0.96)	2,325件	0.85
29年4月～30年3月	693件(138)	1.03(1.09)	2,162件	0.93

注 分娩医療機関の（ ）内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数